

山梨市立小中学校防災ガイドライン

令和4年2月

山梨市教育委員会

目次

1章 日常における安全対策

- 1 学校防災計画 2
- 2 学校防災体制 4
- 3 安全管理・点検5

2章 災害発生時の危機管理

- 1 安全確保 7
- 2 引き渡しと待機 9
- ＜地震発生時のルール＞
- 3 地震発生時の基本的対応 10
- ＜非常参集体制計画＞
- 4 風水害への対応13
- ＜風水害時のルール＞
- 4 -2 大雪への対応14
- ＜大雪時のルール＞
- 5 その他の災害への対応15
- 6 被害状況の点検15
- 7 学校再開に向けた対応15

3章 防災教育

- 1 防災教育推進計画16
- 2 防災(避難)訓練16
- 3 身を守る行動18

4章 避難所

- 1 学校における避難所運営19
- 2 学校施設・設備の防災機能の強化20
- 3 地域・関係機関との連携20

1章 日常における安全対策

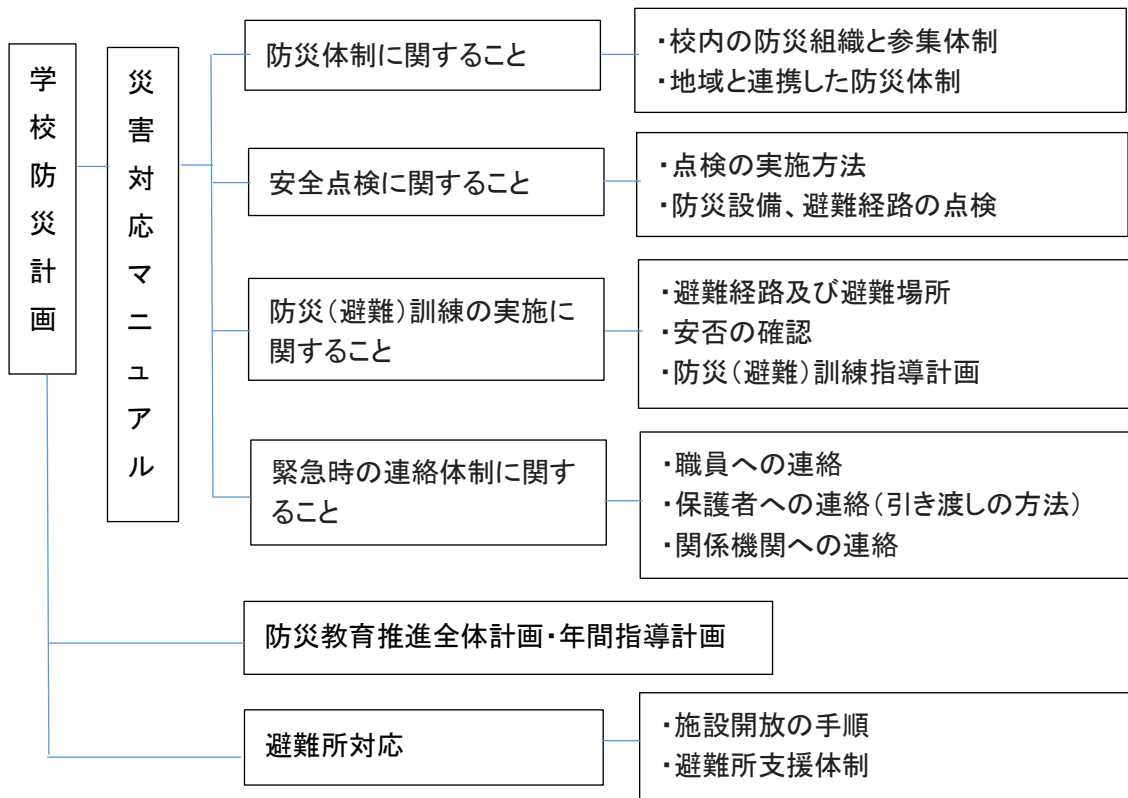
1 学校防災計画

災害が発生した場合に状況を的確に判断し落ちついて適切な行動ができる能力や態度を、児童生徒一人一人に育成していく。

また、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、校長はじめ教職員が迅速かつ適切な行動をとることが不可欠であり、特に特別な支援を必要とする児童生徒の配慮について教職員間で共通理解を図る。

教職員は、学校における安全教育や安全管理に努めるとともに、地域の防災体制等を熟知し、学校防災計画に基づき、防災リテラシーの向上に努める。

(1) 学校防災計画



(2) 計画策定上の留意点

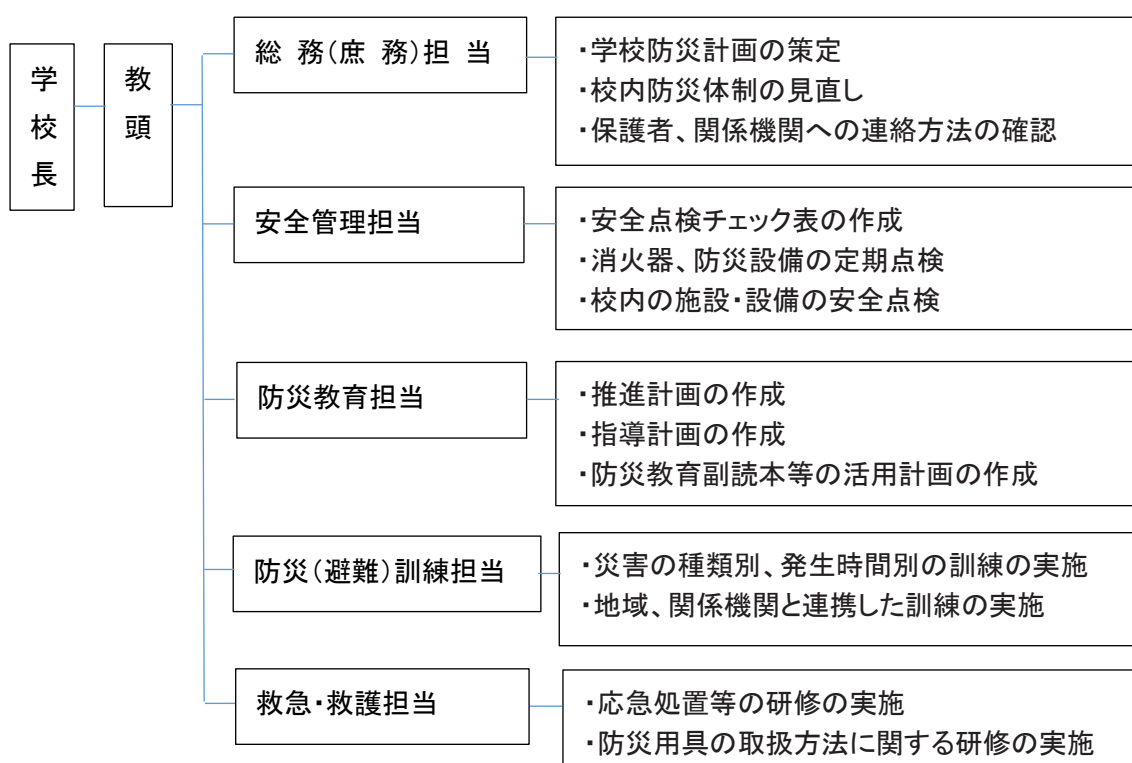
市地域防災計画及び学校の規模や自然的・社会的立地条件等を考慮し計画を策定する。

防災体制	<ul style="list-style-type: none">・警報等の情報を素早く収集し対応できる体制を整備する。・地震・火災・風水害等の災害の種類や規模、発生時(平常時と災害時)の状況に応じた教職員の役割や参集体制を明確にする。・保護者や地域と連携した防災体制については、児童生徒の引き渡し訓練や地域との合同訓練等を通して、連携を強化する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none">・点検箇所、項目を含むチェック表を作成し、責任者が定期的に点検する。・防火シャッター、消火器、消火栓等は操作担当者を決めておく。防災(避難)訓練の実施の時にも点検する。・校内の避難経路の安全点検を行うとともに、通学路の安全点検についても保護者、地域社会と連携して実施する。
防災(避難)訓練	<ul style="list-style-type: none">・災害時の役割を明確にし、教職員が連携して活動できる体制を整備する。・地震、風水害、火災等の災害や被害の状況に応じた複数の避難経路、避難場所を事前に決めておく。・災害発生の時間や場所を想定しいかなる場合も対処できる訓練を実施する。・「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に素早く身を寄せ安全を確保する訓練を実施する。訓練に基づき、マニュアルの見直しを図る。
緊急時連絡体制	<ul style="list-style-type: none">・災害発生時には、電話がつながりにくいため、保護者への連絡は、電話以外に、電子メール、防災無線、有線放送等複数の連絡方法を考えておく。・緊急時の保護者への連絡方法、避難場所等を児童生徒引き渡し・緊急時連絡カード等で確認する。・大雨・洪水等警報発令時における対応を事前に保護者に周知しておく。
防災教育	<ul style="list-style-type: none">・近年の災害の状況等も踏まえ、地震、風水害など、様々な自然災害から自らの生命を守るのに必要な知識・能力や態度を身につけ、助け合いやボランティア精神などの心を育み、考えさせる内容とする。・学校の実態に応じた推進全体計画、年間指導計画を作成する。
避難者対応	<ul style="list-style-type: none">・避難所運営マニュアルを参考にする。・同じ教職員が連続して避難所運営支援を行うことのないように配慮する。

2 学校防災体制

日頃から校内の施設・設備の安全点検、予想されるあらゆる災害に備えた訓練の実施、防災用具の取扱い方の研修など、担当を決めて組織的に取り組んでいく。さらに、地域と連携を図る中で、学校防災体制をより強固なものにする。

【防災教育推進委員会】



3 安全管理・点検

風水害、火災等の災害に備えた避難経路や避難場所、通学路等の安全点検を定期的
実施するとともに、安全マップづくりなどを通じて児童生徒に危険箇所等の周知を図るなど、
可能な限り具体的な予防対策を講じる。施設・設備の安全点検の中に、非構造部材の点検を
含める。

(1) 施設・設備の管理

災害発生時に使用する施設及び設備の定期点検を行うとともに、非構造部材の落下等
からの被害を防ぐ具体的な予防対策をとる。

- ・放送設備、消火栓、消火器等の定期点検及び使用方法の研修
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示
- ・災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄
- ・非構造部材の落下・転倒・移動・飛散防止

(2) 定期及び臨時の安全点検

安全点検では、実施計画を作成し、実地見分により、定期的・臨時的・日常的に行うこと
や、校区内外の地形や地盤などを検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対
策(複数の避難場所や避難経路、備蓄の保管場所の設定等)を立て点検する。

①校内の第一次避難場所へ避難する経路の安全点検

- ・避難経路の廊下や階段、出入口等には、障害となるロッカーや荷物などを置かない
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定・校内放送設備が使用不能になっ
た場合の緊急連絡、避難誘導の方法の確認

②校外の第二次避難場所へ避難する経路及び通学路等の安全点検

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の
定期的な安全確認の実施(造成や道路工事等による変化に応じて点検を行う)
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認(ブロック塀、看板、自動販売機、
水害時に浸水、冠水の恐れのある道路)
- ・通学路の近くにある広域避難場所の確認
- * 非構造部材…建物そのものではなく、天井材、外装材、照明器具、家具等の総称
- * 揺れが収まったあと、校庭等に避難することを第一次避難
- * 第一次避難場所が危険な場合に別な場所に避難することを第二次避難とする。

(3) 点検箇所・ポイント

教職員は、建築の専門性は有しないものの、施設を日常的に使用していく者として、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場であることから、定期的、臨時的、日常的に点検を行う。

点検項目は、各校の状況等に応じて、必要な項目を検討する必要があり、点検チェックリスト(学校用)を作成するなど、安全確保に努める。

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
天井 ガラス 蛍光灯 ロッカー 本棚等	教室、特別教室、 廊下、階段、トイレ、 昇降口、体育館な ど	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび、膨らみ、はがれなど ・割れて飛散していないか ・飛散防止フィルム等ははがれ ・転倒、移動、破損、固定金具のゆるみはないか ・上部に落下しやすい物を置いていないか
ガラス器具 食器類 薬品類 医薬品類 テレビ コンピュータ 工作機械用具等	教室、特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・容器等を重ねて置いていない。 ・棚など収納場所の扉は簡単に開かないか ・薬品どうしの混合により危険性がある場合、保管場所、保管方法を考えてあるか ・劇薬等の危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納してあるか ・転倒、移動、破損、固定金具のゆるみはないか
石油ストーブ ガス 灯油等油類 フェンス サッカーゴール 鉄棒・遊具等	教室、特別教室、 灯油倉庫、運動場、 中庭など	<ul style="list-style-type: none"> ・まわりに引火物はないか ・タンクに燃料等は残っていないか ・元栓は閉めてあるか ・ガス管は老朽化していないか ・安全装置、ガスもれ警報装置等は作動しているか ・転倒、移動、落下、破損、流出することはないか ・消火器等が近くに置いてあるか

(4) 必要となる備品・備蓄

揺れが収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機すること等を想定し、それぞれの場面で必要となる物資等の備蓄に努める。特に水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要である。さらに、特別な支援を必要とする児童生徒等のための備品や備蓄についても保護者を交えて検討を行う。

2章 災害発生時の危機管理

1 安全確保

災害時は、児童生徒の安全を確保し、被害を最小限に止めることを基本とし、学校防災体制の整備を図る。

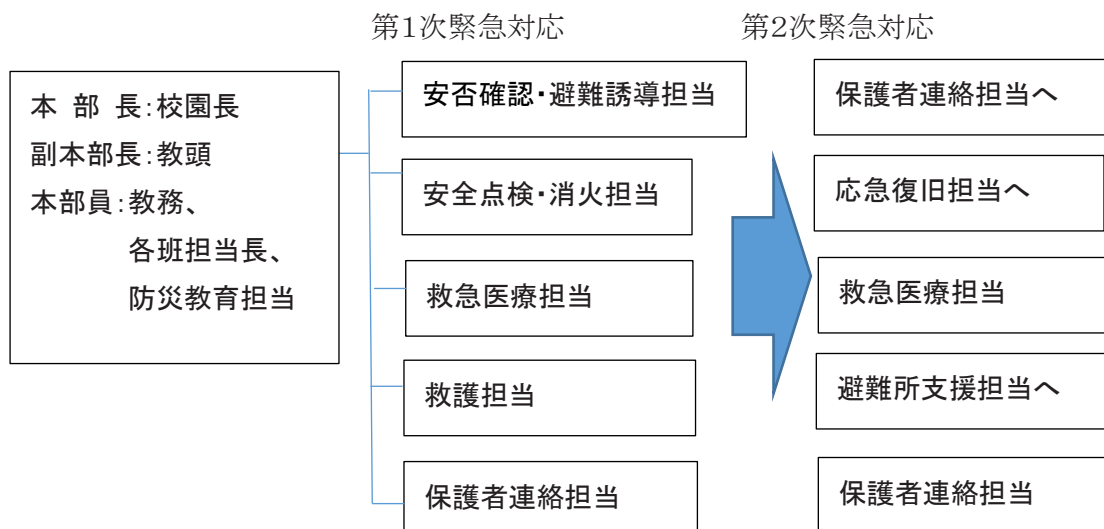
災害発生時間帯等によっては、担当者が不在で学校防災体制の組織が機能しない可能性がある。発災当初、学校に参集した教職員が少ない場合には複数の班の役割を兼務するなど、対応可能な教職員の人数や被害の状況等に応じて柔軟に対応できるシステムを整備する。

(1) 初動体制

災害の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策本部を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

【学校災害対策本部】

※時間の経過により、役割を移行する



(2) 学校災害対策本部の業務内容

被害状況により、校舎の倒壊や停電等も考えられ、本部の立ち上げには、臨機応変な対応が求められる。児童生徒の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合など、緊急時の円滑・迅速な対応に向けて、事前に保護者や地域住民とのルールを決る。

班名	業務内容	主な必要物
対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・校内放送等による連絡・指示 ・他班との連絡調整 ・非常持ち出し品を搬出 ・市の災害対策本部、教育委員会、PTA等に連絡 ・状況を判断し、必要な物資を要求 ・報道関係等、外部との連絡の承認 ・応急対策の決定 ・緊急活動の停止時期の決定 	学校の敷地図、 校内配置図、 ラジオ、 ハンドマイク、 懐中電灯、 トランシーバー、 携帯電話など
安否確認 ・ 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度を的確に判断 ・指定避難経路や別の経路を使って、避難誘導 ・行方不明の児童生徒、教職員を本部に報告 ・児童生徒の不安の緩和 ・医療援助の決定 	校内配置図、 クラスの出席簿(名簿)、 拡声器(メガホン)、 ホイッスル、 懐中電灯など
安全点検 ・ 消火	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握(ライフライン) ・初期消火 ・安全点検、構造的被害程度を調査し、本部に報告 ・避難及び救助活動の支援 ・近隣の危険箇所の巡視 	校内配置図、 消火器、 革手袋、軍手、 ヘルメット、道具セット、 安全点検表など
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・医療援助の決定、関係医療機関への搬送、連絡 ・負傷や応急手当の記録 ・応急手当用備品の確認 	救急箱、 健康カード、 担架、水 毛布、AEDなど
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・数チームによる各特定区域の負傷者の救出、救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック ・負傷者や危険箇所等の通報のチェック 	ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、 革手袋、軍手、防塵マスク、 トランシーバー、バール、 斧、毛布、担架など
保護者連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等での連絡 ・引き渡し場所の指定 ・保護者や後見人に、引き渡し作業の開始 ・身元確認 	児童生徒引き渡しカード、 名簿、集合場所のクラス配置図など
応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握、危険箇所の応急処理 ・構造的被害や他の危険がある場所の立入禁止措置 ・避難場所の安全確認、授業教室の確保 ・応急復旧に必要な機材等の調達、管理 	ヘルメット、被害調査票、 校内図、ロープ、 標識など
避難所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊、救助隊、警察、医療職員に学校の場所を指示 ・避難者、ボランティアを受け入れる準備 ・トイレ設備をつくる ・ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認 ・必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める ・避難所の統合・廃止の計画 ・関係機関への報告連絡 	マスターキー、ラジオ、 間仕切り用ダンボール、 校内配置図、 トイレの備品、 職員の表示、 ビニール袋、 ロープ、テープなど

2 引き渡しと待機

災害発生時、学校は、災害の状況や周囲の被害状況、今後起こりうる危険を予測して、児童生徒を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかの判断が求められる。学校としての引き渡しを行うルールを定めて、保護者に周知し、停電等により通信手段が遮断され、保護者への連絡ができなくても引き渡しを行う。

引き渡しのルールを越える災害により下校途上に危険が予測されるときは、保護者も一緒に避難場所に待機させ、安全を確保する。

(1) 引き渡しのルール

「震度5強以上」を地震の際の引き渡しの判断基準とする。また、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)」は、この「震度5強以上」と同様とする。

なお、災害発生時において連絡が取れる場合はそれを優先する。

<地震発生時のルール>

在宅中	・震度5強以上の地震が発生した場合は、学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。
登下校中	・危険物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない安全な場所に避難し、揺れが収まったら、学校か自宅のいずれか近い方へ向かう。 ・震度5強以上の地震の場合は、揺れが収まったら学校または家の安全な方へ避難する。
在校中	・震度5強以上の地震が発生した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・震度5弱以下では、異常がなければ授業を再開する。保護者へはその旨連絡をする。通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校する。

(2) 学校に待機させる場合

地震発生、気象警報発令等による学校での待機は、状況により長時間に及ぶことも考えられる。児童生徒を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- ・不安や恐怖を訴える児童生徒には、教職員が寄り添い心のケアにあたる。
- ・近隣からの火災の対応が十分にとれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考える。
- ・校外に避難する場合、冬などは、防寒の対策をとっておく。

3 地震発生時の基本的対応

(1) 在校中

授業中の対応(対応の基本)	休み時間、放課後等の対応
安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかり持たせる。 ・教職員は冷静に的確な指示を与える。 ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 ・避難口を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がその場にいなくても、児童生徒自らが安全な行動がとれるよう、平素から揺れが収まったら、安全な場所に移動することを指導しておく。 ・近くにいる児童生徒に指示や声かけをして、不安や恐怖心を和らげるようにする。
避難誘導 <p>(第一次避難場所へ避難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険で通れない箇所を全校に指示し、避難を開始させる。(状況によっては指示を待たずに避難開始) ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路・避難場所の安全を確認する。 ・近くにいる教職員で協力して、児童生徒を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・支援を要する児童生徒は、小グループで手をつなぎ、誘導ロープ等を持つなどの工夫し、できる限り複数の教職員で支援にあたる。 ・車椅子使用等の児童生徒は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は自分の周辺や担当学級、学年の児童生徒の安全確保と掌握に努める。 ・避難について全校に指示する。 ・教職員は本部での初動体制の役割分担等により、手分けして、校舎内に残っていたり、負傷していたりする児童生徒がいらないか各教室、体育館、トイレ等を確認する。
<p>(第一次避難場所が危険な場合、第二次避難場所への避難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の状況(余震等による破損など)について把握する。 	
安全確認 <ul style="list-style-type: none"> ・人員確認ができる体制を速やかに整え、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に全力を尽くす。 ・児童生徒に不安や恐怖感を和らげる声かけをする。 	
状況把握 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の被害状況を調査し、被害状況を整理する。 ・危険箇所については立入禁止の標識やロープを張る等の措置をとる。 ・校区の被害状況、交通機関の運行状況を把握する。 ・人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。 	
判断 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路やその周辺の状況を把握し、「引き渡しのルール」により判断する。 ・下校させる場合は、通常下校か、集団下校か、教職員引率による下校かなど状況により判断をする。 ・状況により、保護者が引き取りにきたとしても保護者も避難場所で待機させる。 	
引き渡し <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ定めた場所(学校や第二次避難場所)で行う。 ・保護者が事前に届け出ている者に、引き渡しカードにより確認し引き渡す。 ・保護者に引き渡すまでは、児童生徒の保護を継続し、児童生徒の心のケアに配慮する。 	

(2) 登下校中

- ・通学路について安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び児童生徒に周知する。
- ・自ら判断し、避難行動をとられようになるため、日頃から災害に対処する力の育成を図る。
- ・災害が発生した時は、現場の指示に従うよう指導し、発達の段階に応じて児童生徒の身を守るための判断力の育成を図る。
- ・スクールバスを利用している場合の対応について、業者や運転手と確認する。

学校の対応	
安全確保	・学校に避難してきた児童生徒に対して、教職員は冷静に指示し、不安や恐怖心を和らげる声かけをする。 ・交通の途絶等により、児童生徒が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒を学校で保護する。
安全確認	・教職員で分担し、通学路や避難場所の児童生徒の確認及び保護にあたる。 (在校している児童生徒がいないか、校内を確認し保護する)

(3) 学校外の諸活動中

- ・活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者にも周知する。
- ・利用する施設の管理者等と避難対策、最寄りの医療機関など事前の打合せをする。
- ・ラジオ、テレビ、電話等で、地震の規模や被害状況等の気象情報を得られる準備をする。

学校の対応	
安全確保	・室内での初期行動や避難方法は授業中と同じ。 ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から、児童生徒をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に移動する。 ・落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒に不安や恐怖心を与えない。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢を取らせる。
安全な場所へ避難	・負傷者がいる場合は、応急手当をし、医療機関と連携して対応する。 ・海岸では津波、山間部では、土砂崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員等の指示に従う。
学校へ連絡	・状況を学校に報告し、指示を受ける。

◎宿舎に滞在している場合においては

- ・夜間、特に就寝中は、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすい。
- ・火災発生の恐れがある。などの点を踏まえた対応を行う。

教職員の対応	
・宿舎到着後、児童生徒に避難経路と避難方法について指導しておく。 (災害発生時)	
・避難開始前に、児童生徒の人数確認を確実にし、負傷者の確認と応急処置を行う。	
・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者等を分担して連携しながら避難させる。	

(4) 勤務時間外

勤務時間外であっても、学校の設置者によってあらかじめ定められた非常参集体制計画などにに基づき、児童生徒等の安否確認を行うことが求められる。参集の基準や分担についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認できるようにする。

<非常参集体制計画>

1号 配備	・管理職を含む所属職員のうちあらかじめ定められた少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等にあたる体制	・当該地域で震度5強以上の地震を観測し、小規模の被害が生じたとき
2号 配備	・管理職を含む所属人員のうちあらかじめ定められた概ね5割以内の人員を配備し、災害応急対策にあたる体制	・当該地域で震度5強以上の地震を観測し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき ・県内の当該地域で震度6弱の地震を観測したとき
3号 配備	・原則として所属人員の全員を配備し、災害応急対策に万全を期してあたる体制	・地震が観測され大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大する恐れがあるとき ・当該地域で震度6強以上の地震を観測したとき

災害発生時において連絡が取れる場合はそれを優先する。

◎安否確認

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大きな災害が起こった場合は、児童生徒等の安否確認が必要となる。

なお、教職員が、直接、家庭や避難所等を訪問して安否を確認する場合も多いと考えられるが、その場合は教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう留意する。

- ・児童生徒等の安否情報収集方法と併せて、学校からの情報発信についてもあらかじめ保護者等に周知する。特に、情報・通信網が不通の場合には、地域施設の掲示板などの活用を図ることが考えられ、事前に複数の連絡方法とルールを決め、周知する。
- ・地域の様々な団体や組織と連携し、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整え、情報を交換することなども考える。

4 風水害への対応

(1) 在校時

- ・気象情報を収集する。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・防災気象情報、避難情報等が発令された場合、児童生徒をすみやかに下校させる。なお、地域の実状やその時の状況等によっては、早めの下校も検討する。
- ・下校させる場合、小学生は集団下校などの対応をとる。一人で下校することになる子どもや下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。
- ・自転車通学の生徒に危険があると判断される場合は、保護者の迎えなどで下校させる。

(2) 在宅時

- ・警戒レベル3※以上が発令された場合、その時刻、状況により「待機」、「授業」、「休校」とする。なお、連絡が取れる場合はそれを優先する。

<風水害時のルール>

午前6時30分現在	・警戒レベル3以上が発令された場合、原則「休校」とする。児童生徒は自宅で待機すること。
登校中	・警戒レベル3以上が発令された場合、原則「休校」とする。児童生徒は学校か自宅のいずれか近い方へ向かう。 ・学校に登校した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる)
在校中	・警戒レベル3以上が発令された場合、引き渡しによる下校を原則とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校することもあるが、保護者へその旨を連絡をする。
解除後	・解除の時間により、授業を行う場合、保護者へ連絡を行う

※「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁等から発表される警戒レベル

(3) 校外活動中(遠足、修学旅行等屋外での活動)

- ・事前に、校外活動を行う地域の気象的な特徴や過去の災害について調べるとともに、下見により安全面の点検(危険箇所及び避難場所)を行い、児童生徒に周知する。
- ・現地では、気象情報を入手するとともに、警戒等の発令時には、地元の防災機関からの情報等を連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。
- ・風雨が小康状態となっても、土砂災害等二次災害の危険があるので、引き続き地元の防災機関からの情報等を踏まえて、校長の指示により行動する。

(4) 教職員の防災活動

- ・教職員は、警報等の発令状況により、配備につく。

- ・強風による転倒、移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対して適切な処置をする。
- ・大雨による土砂崩れや洪水などの危険が迫ったと判断される場合は、児童生徒を安全な場所へ避難させる。
- ・警戒等が解除されて児童生徒が登校するまでに、施設等の安全点検を行い、破損箇所の応急の修理を行うか、立入禁止等の指示を徹底する。

4 -2 大雪への対応

(1) 在校時

- ・気象情報を収集する。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・防災気象情報、避難情報等が発令された場合、児童生徒をすみやかに下校させる。なお、地域の実状やその時の状況等によっては、早めの下校も検討する。
- ・下校させる場合、小学生は集団下校などの対応をとる。一人で下校することになる子どもや下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で預かり、保護者に迎えに来てもらい、所定の手続に従って引き渡す。
- ・自転車通学の生徒に危険があると判断される場合は、保護者の迎えなどで下校させる。

(2) 在宅時

- ・警報以上が発令された場合、その時刻、状況により「待機」、「授業」、「休校」とする。なお、連絡が取れる場合はそれを優先する。

<大雪時のルール>

午前6時30分現在	・警報以上が発令された場合、原則「休校」とする。児童生徒は自宅で待機すること。
登校中	・警報以上が発令された場合、原則「休校」とする。児童生徒は学校か自宅のいずれか近い方へ向かう。 ・学校に登校した場合は、引き渡しによる下校とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる)
在校中	・警報以上が発令された場合、引き渡しによる下校を原則とする。(保護者の迎えがあるまで、学校に待機させる) ・通学路の安全を確認の上、集団下校等、安全に配慮して下校することもあるが、保護者へその旨を連絡をする。
解除後	・解除の時間により、授業を行う場合、保護者へ連絡を行う

(3) スクールバス通学

- ・大雪の恐れがある場合、バス運転手と協議し運行を決定する。それにより「休校」とすることもある。

5 その他の災害への対応

- ・火災、不審者の侵入等への対応は、概ね地震の場合に準じ、これを想定し訓練、準備をする。
- ・大雪、風雪の場合も、おおむね風水害の場合に準じて対応する。

6 被害状況の点検

二次災害の発生を防止し、また、早期に学校教育活動を再開するため、施設・設備の被害状況を点検し、危険箇所については、立入禁止の標識やロープを張る等の措置を講じる。状況によりできるだけ早く専門家の応急危険度判定を受ける。

学校の対応	
安全確保	<ul style="list-style-type: none">・建物の危険度判定は専門家に任せなければならないが、立入禁止の判断や指示は、原則として管理者としての校長が行う。・危険箇所の確認と立ち入り禁止区域の設定を行う。・学校施設・設備、天井等の非構造部材の落下、転倒等の安全確認を行う。・理科室など特別教室の危険物の安全確認と応急処置を行う。
ライフラインの点検	<ul style="list-style-type: none">・ライフライン(電気・水道等)が使用できるか点検し、必要な処置を行う。・ガス会社の点検があるまでガスの元栓を閉めておく。・給水タンクの残り水は、断水の際の貴重な飲料水となるので給水栓を閉じる。・プールの水は多くの活用例があり生活用水としての使用方法も検討する。
復旧対応	<ul style="list-style-type: none">・校舎が使用可能かどうかの決定は、専門家の調査結果を待つ。・施設・設備や備品等の被害状況を記録する。・教育委員会、災害本部への連絡、災害の概要やその他の情報収集に努める。

7 学校再開に向けた対応

校長は、学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等諸般の状況を勘案しながら、教育活動の早期再開に向けた取組を進めるとともに、被災した児童生徒の心のケアにも十分配慮し、最善の対応に努める。

3章 防災教育

1 防災教育推進計画

防災教育については、児童生徒の発達の段階、学校の実態や地域の特性に応じて指導内容を検討し、訓練はもとより各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて計画的に進める。そのため、各学校においては、検討した指導内容をもとに、児童生徒一人一人が災害に適切に対応する能力を確実に身に付けられるよう、防災教育推進計画を立案し、指導の充実を図らなければならない。

(1) 防災教育指導計画

防災教育を体系的・計画的に推進するために、防災教育推進計画をもとに指導計画を作成し、その実践の成果を絶えず点検・評価し、体系化された指導計画にフィードバックする。

指導計画を作成するためには、学習指導要領から、防災教育に関わる指導内容を抽出し整理することが大切である。学習指導要領における各教科等の目標・内容に応じて、副読本の題材を位置づけ、指導計画を作成する。

2 防災(避難)訓練

防災(避難)訓練は、教育課程の中に位置付け、計画的に実施しなければならない。

実施に当たっては、地域の実状に応じて、災害対応マニュアルに基づく訓練を実施し、いかなる災害に遭遇した場合でも安全に避難できる能力や態度を身に付けられるよう、可能な限り多様な訓練を行い、課題の解消に向けて、継続してマニュアルの改善を行う。

訓練の主な内容	①安全確保の方法 ②情報の収集、確認、伝達、報告 ③防災組織の編成と活動 ④児童生徒の避難誘導 ⑤火気の安全管理と初期消火 ⑥負傷者の救出と応急処置 ⑦保護者への連絡・児童生徒の引き渡し
訓練の状況設定	①地震発生・緊急地震速報を受信した場合 ②火災が発生した場合 ③風水害等の災害が発生した場合 ④不審者等が侵入した場合
訓練の想定場面	①登下校時 ②始業前、放課後 ③授業中（普通教室・特別教室・体育館・運動場等） ④休憩時 ⑤特別活動時 ⑥校外の教育活動時

◎留意事項

地域の実情	<p>時期・回数・内容等は、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。盛土・崖の上・崖の下等にある学校は 液状化、浸水等の二次災害の発生も考慮する。</p> <p>市街地にある場合は、爆発や大火の二次災害の発生も考慮する。</p>
事前事後指導	<p>防災教育副読本などを活用し、事前にその意義を児童生徒に十分理解させ、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う。</p> <p>事後も、災害について学び身近な課題として家庭でも話し合うことなどを促す</p>
多様化	<p>屋内消火栓、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して、緊迫感、臨場感を持たせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。</p> <p>また、大震災で校舎等の継ぎ目及び渡り廊下等に損壊が多く認められたことから、様々な被害状況を想定したり、複数の避難場所・避難経路を設定したりするなど、訓練内容を工夫する。</p>

(1) 防災訓練実施上の工夫

- ・災害が休み時間に発生したという想定にし、あらかじめ行方不明となる生徒を配置し、安否確認(点呼・人数確認)が正確にできるかを訓練する。
- ・廊下等に落下物や転倒物に見立てたダンボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練する。
- ・けがをした児童生徒の搬送訓練(ロープを用いておんぶ、担架)を取り入れる。
- ・訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻は、児童生徒はもとより、教職員にも伏せておく。その際、訓練は各学校の「災害対応マニュアル」に則って実施することとし、改めて訓練実施の打合せ資料を配布しない。
- ・教職員を避難経路に配置し、避難誘導がスムーズに行えているかを評価する。

役割分担	<p>教職員一人一人が指揮系統や役割分担(情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)など、協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。</p>
家庭や地域・関係機関等との連携	<p>地域防災計画に基づき、関係機関との連携を十分に行うとともに、PTA、自治会などとの合同訓練も検討する。</p> <p>また、児童生徒・保護者との連絡方法や引き渡しの基準、方法、帰宅方法を事前に十分協議して決め、地域の協力も得られるようにする。</p>
評価	<p>実施後は、必ず評価を行い反映させる。</p>

(2) 地域と連携した防災(避難)訓練

東日本大震災では、学校が避難所となり、教職員は、児童生徒の安全確保とともに、地域住民への対応に追われた。改めて、日頃から地域と連携し、防災体制や避難所の開設・運営等について共有しておくことが求められる。

災害に強い地域づくりの基盤は、同じ地域に住む者同士のつながりであり、訓練の中で互いに協力し合う体験がそうした機運を醸成することにつながる。

(3) 教職員の研修

学校の防災体制の整備充実や防災教育の推進は、児童生徒の安全の確保に関わるきわめて重要な課題であり、県教育委員会等が実施する研修に参加するとともに、校内研修の充実を図り、教職員の意識、資質の向上に努めなければならない。

3 身を守る行動

地震等に備え、あらゆる場面で児童生徒自らが判断し安全を確保できるよう、訓練等を通して指導しておくとともに、発生時には教職員自身の安全を確保しつつ、児童生徒への的確な指示や対応がとれるようにする。

場所	教職員の指示・対応	児童生徒の行動	
校内	教室	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐらせ、机の足をしっかりとさせる。 ・教職員は、転倒や落下・移動・飛散の恐れのあるものから遠ざけ、身を守る的確な指示を与える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の足をしっかり持つ。 ・机のない場所では、椅子などの落下物を防げるものの下に隠れる。
	特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・実験中であれば、危険物(実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等)から離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験中であれば、危険物(実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等)から離れる。
	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・安心させるような声をかけ続ける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し姿勢を低くする。(建物の構造等により、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。)
	プール	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふちに移動し、つかむ。
	廊下階段		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机にもぐる。
	トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・出口を確保する。頭部を保護する。
	運動場中庭		<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等倒壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。
校外活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・塀・看板等の倒壊や落下に注意し、く広い場所に出させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内での初期行動は、校内と同じ。 ・バス等乗車中は、乗務員の指示に従う。 	
通学路等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒自らが安全確保できるように事前の指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀や屋根瓦、自販機等から離れ頭部を保護し安全な場所に身を寄せる。 	

4章 避難所

1 学校における避難所運営

避難所の運營業務は市の責務であり、基本的には、地域住民の避難者による自治組織によって運営されることが望ましい。しかし、災害の程度及び規模が非常に大きく、市の行政対応能力を超えた場合については、市の職員だけでは全ての避難所の対応が事実上不可能であり、学校に開設された避難所の運營業務を教職員が支援する状況が想定される。

極めて重大な災害時においては、学校に避難所が開設された場合、校長等の職務命令により、避難所運營業務に従事できる。

各学校にあつては、避難所となった場合を想定して、災害時における教職員の組織づくりや対応手順の確認を行い、円滑な避難所運営が図られるよう、開放区域や救護物資の配給等について市の防災担当者や地域と定期的に協議しておく。

また、その際、教職員は教育活動の早期再開に向けた準備にも携わることが考えられるため、管理職は、教職員の健康等を十分には配慮した上で、過度の業務とならないよう教職員の体制づくりに配慮する。

<p>学校災害対策 本部・避難所 支援班</p>	<p>本部は会議室等に設置 避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定 地域や市防災担当の職員等との協力体制の確立 学校医・地域の医師会との連携 ボランティアの受入れ準備</p>
<p>施設等開放区 域</p>	<p>開放できる区域、立入禁止区域の明示 (校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所は、開放しない。特別教室についても、極力開放しない。) 高齢者や障害者などへの優先的配慮 事前に決めておいた優先順位にしたがって段階的に施設を開放 緊急車両やヘリコプターの発着スペースの確保</p>
<p>支援</p>	<p>避難所運営が避難住民の組織に移行した後は、側面からの支援を行う。</p>
<p>教職員が避難 所支援にあたる 場合の基本</p>	<p>避難所支援にあたる教職員を固定せず3人以上のチームを複数編成する。 教職員の健康等に配慮</p> <p>して、避難所支援する教職員を固定しない。 突発的な対応を備え、3名以上のチームとする。 休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。 避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルールなどの決定事項を引き継ぐ。チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。</p>

2 学校施設・設備の防災機能の強化

災害発生時における学校の役割は、外部の救援体制が整うまでの初期段階において、児童生徒、教職員及び学校に避難してきた人々の安全を確保することにある。学校が近隣で一番安全な施設の一つであるとの住民の認識に応え、学校施設の耐震性能を強化することに加え、避難所としての防災機能を兼ね備えた施設として整備する。

(1) 備蓄物資

- ・備蓄倉庫等の防災施設の維持管理及び災害時における使用方法については、学校、教育委員会、防災担当のそれぞれの責任の明確化を図る。
- ・備蓄倉庫については、物資の種類や量に応じた規模、設置場所及び余裕教室の転用又は新設等の設置方法について、学校、教育委員会、防災担当で協議する。
- ・備蓄は、当該学校の児童生徒数、想定避難者数などに基づく、水、食料、毛布、応急医療品などの生活に必要となる物資とする。併せて、地域防災計画を円滑に実施するための救護・救援活動支援に必要な物資も含める。

◎留意事項

- ・緊急活動用の救援車両等が有効に活動できるスペースについては、災害時に確保できるよう施設配置を工夫改善するとともに、災害時の緊急活動用スペース確保について、教職員及び地域住民等への周知徹底を図る。

3 地域・関係機関との連携

避難所となった学校においては、教育活動の停止期間が1週間を超えないよう努力することが求められている。そのため、防災担当は避難所の管理運営について、行政機関への移行手順のガイドラインを示すとともに、学校は地域との連携を密にした取組を推進する。

災害が発生した場合、避難所が開設された学校においては、避難住民との共存を図り、円滑な避難所運営を行っていくことが教育活動の再開にとって重要である。学校は避難所における避難住民の自治組織が早期に確立されるようにその支援に努める。